

気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書

石狩市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、気候変動適応法（平成30年法律第50号）に基づく指定暑熱避難施設について、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう別表に定める郵便局（以下「指定郵便局」という。）を指定暑熱避難施設として指定すること及び同施設としての運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定で使用する用語の定義は、気候変動適応法の用語の定義によるものとする。

（指定暑熱避難施設として指定する指定郵便局）

第3条 指定暑熱避難施設として指定する指定郵便局の名称、所在地、開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数（以下「受入可能人数」という。）、開放可能日等は、別表のとおりとする。

（物品の貸与）

第4条 甲は、指定郵便局の指定暑熱避難施設としての運営に当たり使用する別添の物品を、乙に無償で貸与する。なお、当該物品の使用終了時に、甲が当該物品の返却を求めない場合は、乙において廃棄するものとする。

（施設の管理）

第5条 乙は、気候変動適応法及び気候変動適応法施行規則に定める指定暑熱避難施設の基準に適合するように、指定郵便局において住民その他の者の滞在の用に供する部分（以下「供用部分」という。）を適切に維持管理するものとする。

2 甲は、指定暑熱避難施設として指定郵便局を利用する際の注意事項等を甲のホームページ等で周知する。

3 乙は、業務に支障のない範囲で、指定暑熱避難施設として指定郵便局を利用する際の注意事項等を甲から貸与される物品を活用し、住民その他の者に周知する。

（熱中症特別警戒情報の発表時の対応）

第6条 甲は、北海道を対象とする熱中症特別警戒情報の発表を知ったときは、その旨を速やかに乙に伝達するものとする。

2 乙は、前項の伝達を受けたときは、当該熱中症特別警戒情報の発表期間中、指定郵便局の供用部分を一般に開放するものとする。

なお、乙は、郵便局本来の利用による混雑等で指定暑熱避難施設として開放するスペースが確保できない場合、正当な理由により一時的に営業時間を変更し、又は営業を休止する必要があると判断した場合等は、甲に連絡の上、供用部分の開放はしないものとする。

3 前項による指定郵便局の供用部分の開放中における住民その他の者の滞在に係る対応は、業務に支障のない範囲で、乙において甲が作成する手引きを活用してこれを行うものとし、必要に応じ甲に協力を求めることができる。

なお、乙は、住民その他の者の滞在に当たり、体調不良者が発生した場合、乙の業務の妨げになる行為が発生した場合その他のトラブルが発生した場合は、必要に応じ甲に対応を求めることができる。

(熱中症特別警戒情報の発表時以外の対応)

第7条 乙は、熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、住民その他の者が暑熱を避けるための滞在場所として、指定郵便局の供用部分を一般に開放するよう努めるものとする。

なお、乙は、郵便局本来の利用による混雑等で滞在場所として開放するスペースが確保できない場合、正当な理由により一時的に営業時間を変更し、又は営業を休止する必要があると判断した場合等は、供用部分の開放はしないものとする。

2 前条第3項の規定は、前項の規定により供用部分を一般に開放する場合において準用する。

(変更の協議)

第8条 乙は、指定郵便局の営業時間の変更や増改築等に伴い本協定の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から2026年3月31日までとする。ただし、当該期間の満了の3か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、本協定は、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより、本協定を解約することができるものとする。

(協議)

第10条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

2025年8月22日

(甲)

(住所) 北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2

(氏名) 石狩市長

(乙)

(住所) 北海道石狩市花川南5条2丁目218番地2

(氏名) 日本郵便株式会社 石狩花川南五条郵便局長

別表

指定郵便局名	所在地	受入可能人数	開放可能日、時間
石狩花川南五条郵便局	石狩市花川南5条2丁目218番地2	8人	平日 10:00~16:00 (土日祝日除く) ※郵便局の営業時間内 とする
石狩北郵便局	石狩市八幡2丁目332番地13	10人	
浜益郵便局	石狩市浜益区浜益630番地2	10人	
厚田郵便局	石狩市厚田区厚田44番地6	8人	
幌郵便局	石狩市浜益区幌21番地9	4人	
望来郵便局	石狩市厚田区望来94番地22	4人	
石狩親船郵便局	石狩市親船町60番地9	8人	
石狩高岡郵便局	石狩市八幡町高岡251番地5	4人	
石狩花川北二条郵便局	石狩市花川北2条5丁目57番地6	4人	
石狩市役所前郵便局	石狩市花川北7条1丁目7番地1	8人	
石狩花川南八条郵便局	石狩市花川南8条3丁目25番地	8人	
石狩南高校前郵便局	石狩市花川南8条5丁目5番地	8人	
石狩花川南一条郵便局	石狩市花川南1条2丁目130番地	8人	
石狩郵便局	石狩市花川北3条2丁目200番地	10人	

別添

貸与品	数量
ポスター又はチラシ※ ¹	各局 2 部
手引き※ ²	各局 1 部

※ 1 : 利用時の注意喚起事項（暑さ対策目的以外での長時間滞在、郵便局の業務の妨げとなるような行為の禁止等）が記載されたもの

※ 2 : 熱中症等の体調不良者発生時の応急処置方法、他の指定暑熱避難施設一覧、緊急時の甲の連絡先等が記載されたもの

COOLING SHELTER



クーリングシェルター指定施設

石狩花川南五条郵便局

⚠暑さ対策目的以外での長時間滞在、郵便局の業務の妨げとなるような行為はお控えください



熱中症予防のため、



すず
ひと涼みませんか。

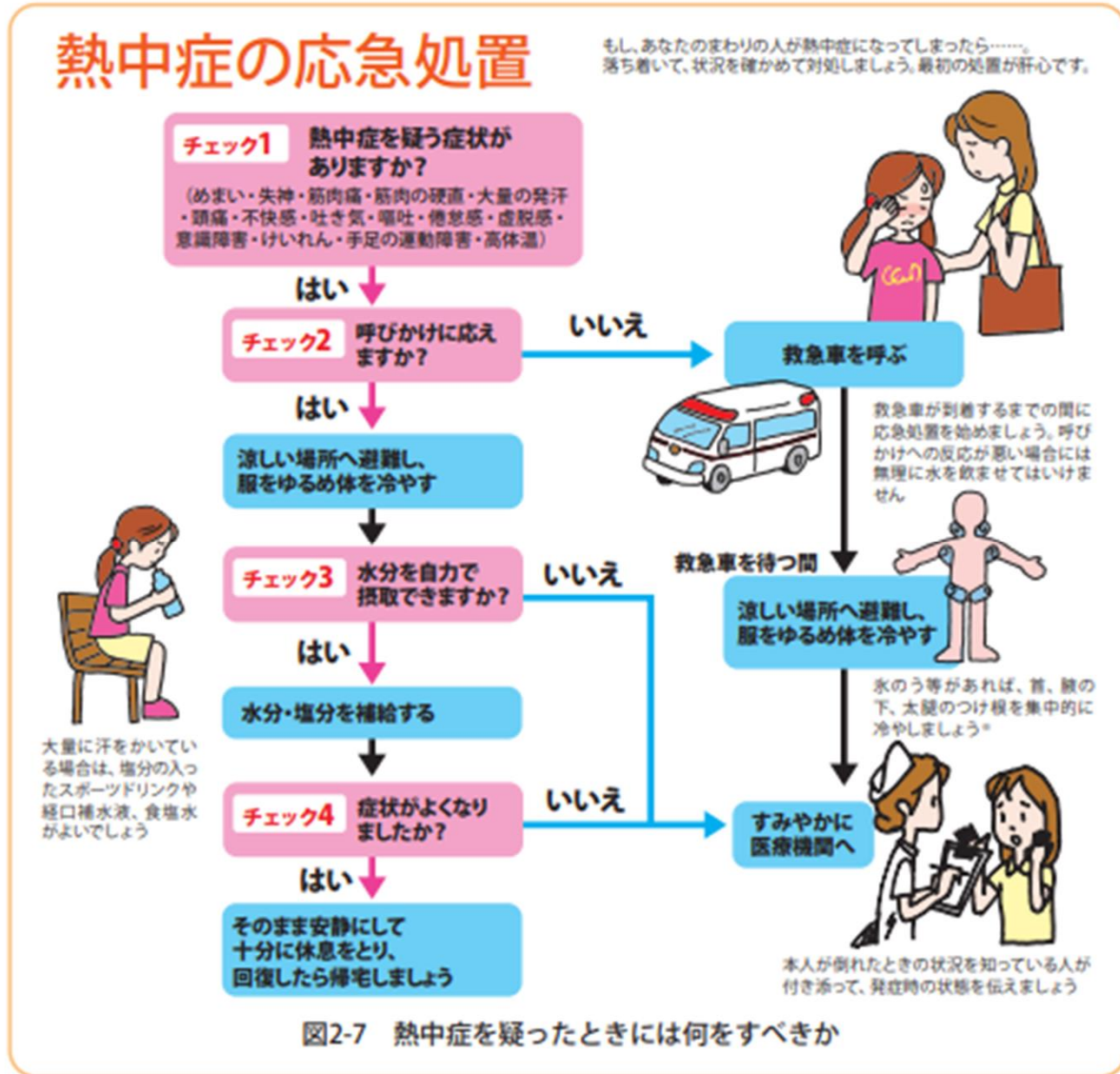
気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設 手引き

1. 熱中症等の体調不良者発生時の応急処置方法

体調不良者が発生した場合の対応

→次のフローチャートに沿った対応が効果的です。

(体調不良者が絶対に一人にならないよう配慮してください。)



出典：熱中症環境保健マニュアル2022（環境省）

2. 他の指定暑熱避難施設

自局のクーリングシェルターの受入可能人数を超える利用がある場合などには、市ホームページのクーリングシェルターをご案内ください。

▼市ホームページ「熱中症から身を守りましょう！」

<https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/kurashi/kankyo/1001829/1006268.html>

3. 緊急時の市の連絡先

郵便局の他業務の妨げとなるような行為があった場合等、トラブル等が発生しましたら、以下の市担当課へご連絡ください。

石狩市環境市民部環境課 72-3698